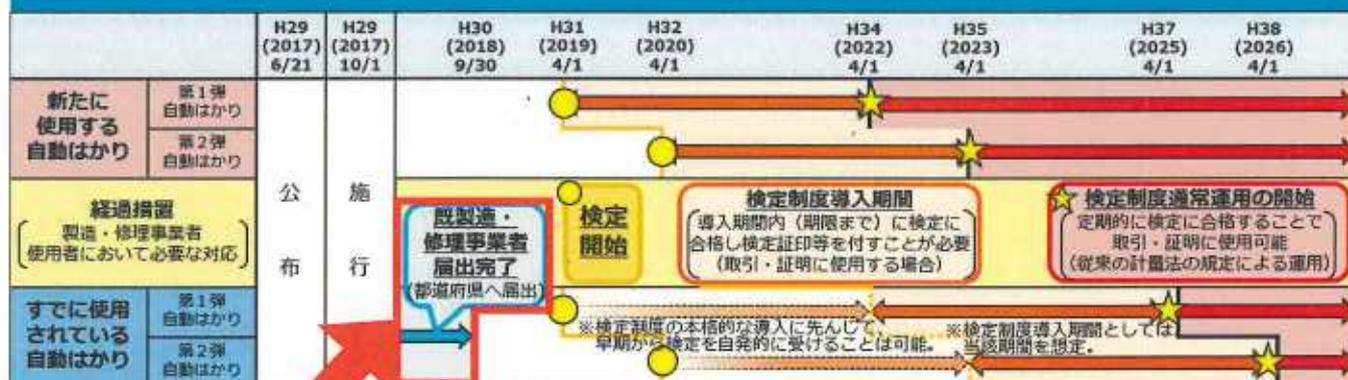


# 自動はかりの製造・修理 事業者届出を開始しました

既に自動はかりの製造・修理を行っている事業者は、計量法の規定に基づき、**平成29年10月1日～平成30年9月30日までに届出書を都道府県に提出ください。**

※平成30年10月1日以降、新たに自動はかりを製造又は修理を行う事業者は、事業開始に際し届出書の提出が必要となります。

## ○自動はかりに関するスケジュール



この期間に関するお知らせです。

## ○今回届出頂く事業の区分の略称は、以下の5種類です。

<一例>

- ・ホップースケール
- ・充填用自動はかり
- ・コンベヤスケール
- ・自動捕捉式はかり
- ・その他の自動はかり



## お問い合わせ先

- ・法律の施行・主旨に関すること：  
経済産業省産業技術環境局計量行政室（電話番号03-3501-1688）
- ・届出手続きに関すること：  
和歌山県商工観光労働総務課計量指導班（電話番号073-441-2713）